

現行の支援制度

○エリアマネジメントにおいて活用出来る代表的な支援制度は以下の通り。

支援制度の分類	支援制度	制度の概要
①活動団体の指定	・都市再生推進法人	まちづくりを担う法人として市町村が指定。
②活動の円滑化のための制度	・都市利便増進協定	地域住民や都市再生推進法人が、広場等の自主的な管理のために締結する協定。
	・道路占用許可の特例	オープンカフェ、広告板等の道路占用許可基準の特例制度。
	・都市計画提案制度	土地の所有者やまちづくり団体等による都市計画の提案制度。
③活動への財政的支援	・都市再生安全確保促進事業 (エリア防災促進事業)	大規模な震災が発生した場合の滞在者等の安全と都市機能の継続を図るための、ソフト・ハード両面の対策に対する支援制度。
	・国際的なビジネス・生活環境の 形成及びシティセールスの支援	外国語に対応する生活支援施設等の情報発信機能の充実に係る取組や、我が国都市へのオフィス立地・居住のメリット等に関するシティセールスに係る取組に対する支援制度。
	・住民参加型まちづくりファンド	住民等によるまちづくり事業への助成等やまちづくり会社への出資を行う「まちづくりファンド」に対して、資金拠出を行う支援制度。
	・民間まちづくり活動促進事業 (社会実験・実証実験等)	協定に基づく施設の整備・活用や、まちの賑わい・交流等に資する社会実験等に対する支援制度。
④人材育成	・民間まちづくり活動促進事業 (普及啓発事業)	ワークショップ等を通じて実際の事業の実践を促し、人材の育成等に対して支援を行う制度。

○都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、都市再生整備計画の区域内におけるまちづくりを担う法人として、市町村が指定するもの。

都市再生推進法人のメリット

- まちづくりの担い手として、公的位置付けを付与
- 市町村に対する都市再生整備計画の提案が可能
- 都市利便増進協定を締結することが可能

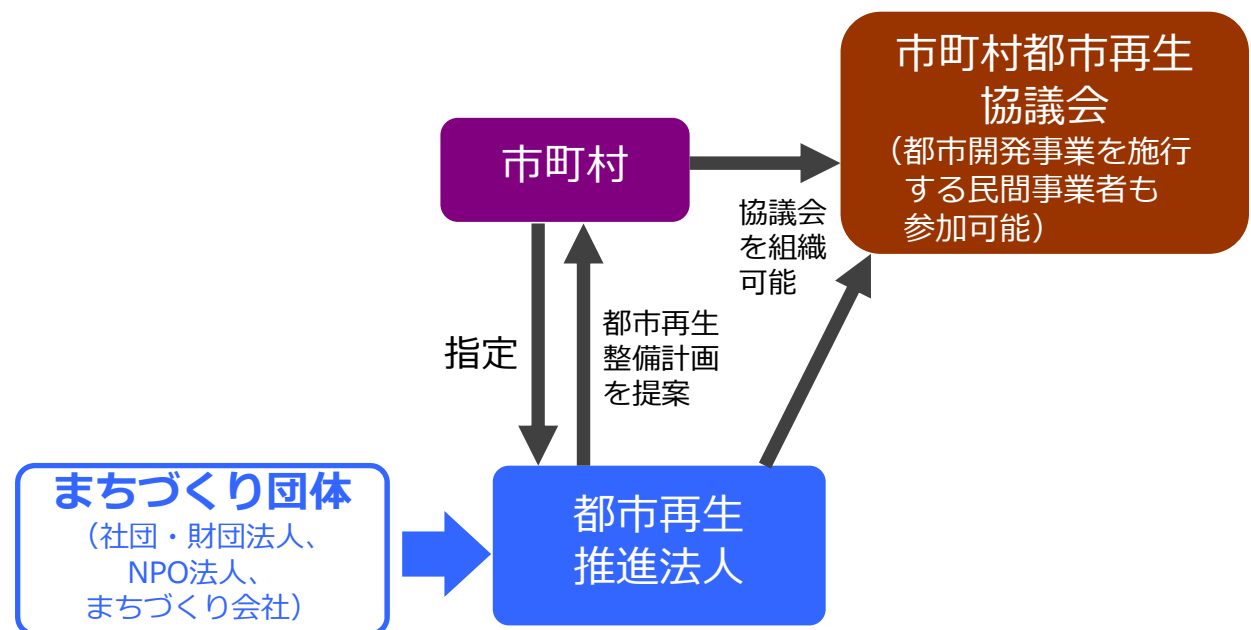
※都市利便増進協定
土地所有者等とともに締結する、オープンカフェ、広告塔などの施設の日常管理・運営に関する協定

実施する事業イメージ

- ・オープンカフェ
- ・自転車共同利用事業
- ・広告塔等の整備管理
- ・まちなか美化清掃活動
- ・歩行者天国等でのイベント開催



【オープンカフェ】



都市再生推進法人一覽

○ 都市再生推進法人として指定を受けている法人は、以下の15社。(H26.7.31時点)

まちづくり会社	指定日	所在地	事業内容
札幌大通まちづくり 株式会社	H23.12.9	札幌市	商店街の販促企画・施設建設、運営、コンサルティング等
株式会社 まちづくりとやま	H24.3.2	富山市	都市開発に関する企画、調査、設計及びコンサルタント等
株式会社 飯田まちづくりカンパニー	H24.3.30	飯田市	まちづくりの推進、景観・環境事業等
株式会社 まちづくり川越	H24.5.28	川越市	観光開発及び土地・建物の有効利用に関する調査、企画等
まちづくり福井 株式会社	H25.4.18	福井市	まちづくりの推進、都市開発、商店街の販促活動等
秋葉原タウンマネジメント 株式会社	H25.9.3	千代田区	都市環境の向上、活性化等
牛久都市開発 株式会社	H25.9.25	牛久市	市街地再開発施設の管理・運営、店舗の販促活動
草津まちづくり 株式会社	H25.12.27	草津市	まちづくりに関する調査、企画、事業推進・実施等
一般社団法人及び一般財団法人	指定日	所在地	事業内容
一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会	H25.9.3	千代田区	安全・安心、環境共生、賑わい創出等
一般社団法人 柏の葉アーバンデザインセンター	H26.1.14	柏市	市北部地域における賑わい・交流の創出等
一般財団法人 柏市まちづくり公社	H26.2.14	柏市	JR柏駅周辺地域における賑わい・交流の創出等
一般財団法人 柏市みどりの基金	H26.3.31	柏市	みどりに関する専門家派遣・アドバイス、助成等
一般財団法人 グランフロント大阪TMO	H26.7.29	大阪市	地域の活性化、環境改善、コミュニティの形成
NPO法人	指定日	所在地	事業内容
特定非営利活動法人 南信州おひさま進歩	H24.3.30	飯田市	環境保全、まちづくりの推進、社会教育の推進等
特定非営利活動法人 いいだ応援ネットイデア	H24.3.30	飯田市	社会教育の推進、まちづくりの推進等

都市利便増進協定(平成23年～)の概要

- 都市再生整備計画の区域において、まちのにぎわいや憩いの場を創出する広場等について、居住環境の向上にも資するよう、地域住民が自主的な管理のための協定を締結。オープンカフェやフリーマーケット等のイベントを開催。
- まちづくり団体も参加し、ノウハウを提供。国・自治体が必要なサポートを実施。

➡ 地域の実情・ニーズに応じたルールによるまちづくりが実現。

- ・ 地域住民等のまちづくり参画の促進、それを通じた満足度の向上。
- ・ 公共公益施設の管理を民が行うことで、公共側の財政負担の軽減も期待。

【対象地域のイメージ】



【都市利便増進協定】

① 協定締結者

- 地域住民
- 都市再生推進法人（市町村長が指定したまちづくり会社、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人）

② 協定により定める事項(例)

- まちづくり会社が広場を管理・運営。その際、イベントの開催等、賑わいを創出する取組も併せて推進。
- まちづくり会社が広告板を設置し、その管理を行うとともに、広告収入をまちづくり活動に充当。
- ベンチ、緑地などの清掃・補修等を地域住民が自ら実施。

等

まちの賑わいや憩いの場を提供する施設

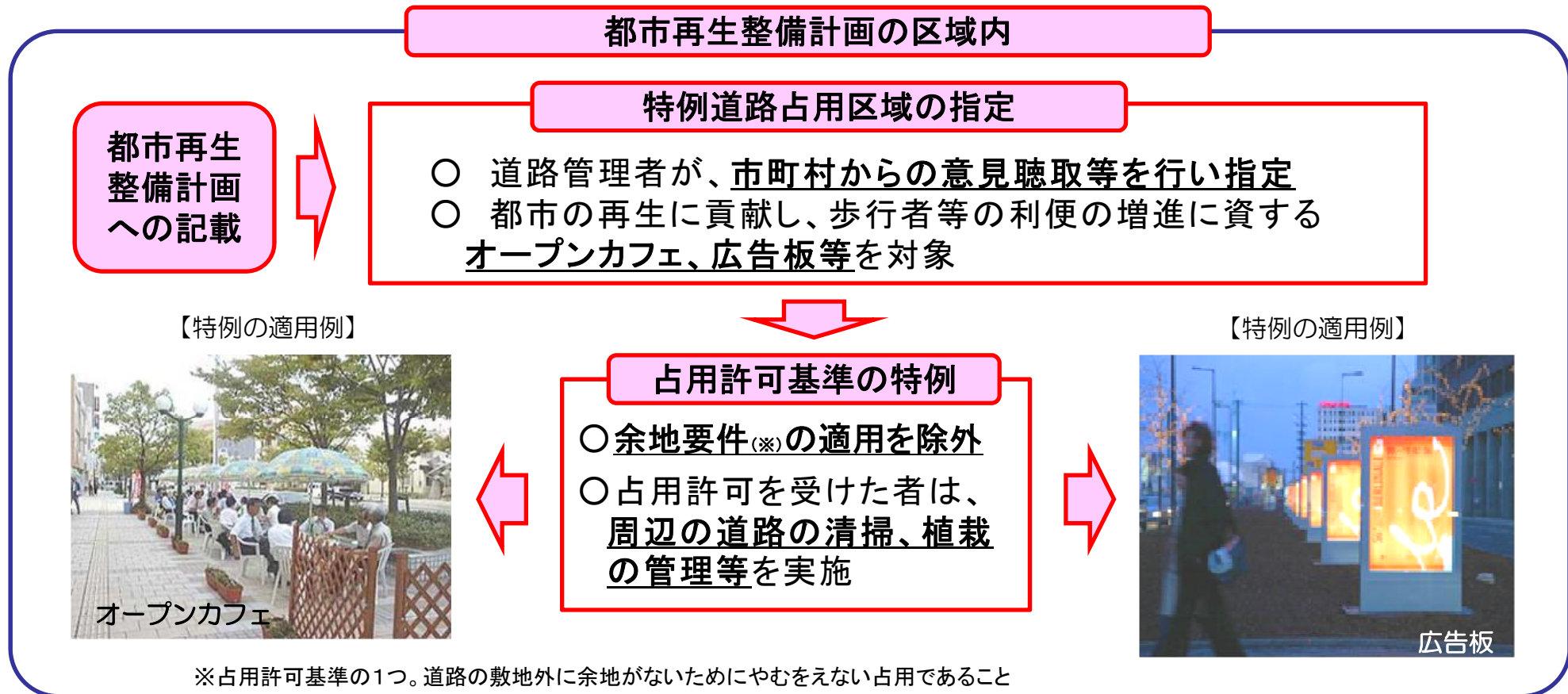
市町村長による認定

国や地方公共団体による援助（情報提供、助言等）6

- 都市における道路空間利用のニーズの高まりや厳しい財政事情の中での民間資金の活用拡大の要請を踏まえ、道路空間のオープン化を推進するため、都市再生整備計画の区域内において道路管理者が指定した区域に設けられるオープンカフェ、広告板等の占用許可基準の特例制度を創設。

官民連携による良好な道路空間の創出

- ・ 都市の道路空間の有効利用により、まちのにぎわい・交流の場を創出(新たなビジネスチャンスの創出)
- ・ 民間活力の活用により、財政支出を伴わないインフラの管理を展開



○札幌市大通地区では、社会実験を行いつつ、平成25年8月12日よりオープンカフェ・広告板事業を実施し、オープンカフェ等の収入を道路維持管理、地域イベント等のまちづくりに還元

<札幌市大通地区における例【社会実験(H20～)を経てオープンカフェを恒久設置(H25.8～)]>

都市利便増進協定

オープンカフェ等の都市利便施設の札幌大通まちづくり(株)による日常管理等を定めた都市利便増進協定を締結

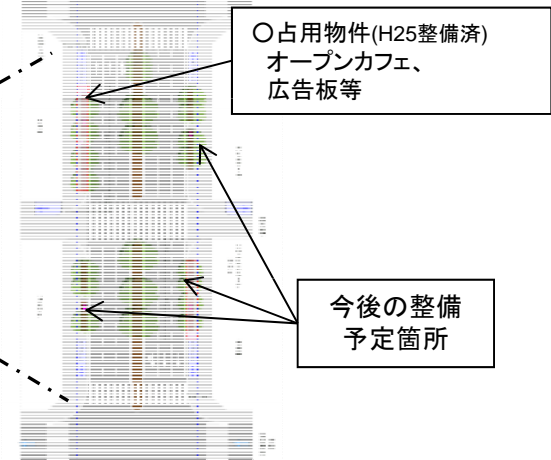
協定締結者：北海道開発局、札幌大通まちづくり(株)
 協定締結日：平成25年4月10日
 都市利便増進施設：食事施設、広告板、ベンチ等
 日常管理に関する事項：
 札幌大通まちづくり(株)が日常の管理業務、都市利便増進施設を活用したイベント等を実施

位置図



協定区域：一般国道36号歩道部

占用区域、占用物件



道路占用許可の特例



○取組み以前



○オープンカフェ開設後(H25.8～)



・にぎわいと魅力の創出
・美観維持、駐輪対策の徹底

○ 都市利便増進協定の締結実績は、以下の3件。

協定締結者	締結日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項
富山市、 (株)まちづくりとやま	H.24.3.29	ミスト装置、音響装置	○都市利便増進施設を活用し、イベントを開催。 ○日常の管理業務は(株)まちづくりとやまが実施。
川越市 (株)まちづくり川越	H.24.8.7	自転車駐車器具 (サイクルポート)	○サイクルポート周辺の維持管理を実施。
北海道開発局、 札幌大通まちづくり(株)	H.25.4.10	食事施設、広告板、 ベンチ等	○札幌大通まちづくり(株)が日常の管理業務、都市利便増進施設を活用したイベントを実施。

○ 道路占用許可の特例を利用しているのは、以下の6件。

占用主体	開始年度	道路管理者	実施事業
新宿駅前商店街振興組合	H.24	新宿区	○常設オープンカフェ(食事施設)の設置によるにぎわいの創出 ○地域ルールに則った広告の設置による良好な景観の形成
一般社団法人 グランフロント大阪TMO	H25	大阪市	○オープンカフェ(食事施設)の設置によるにぎわいの創出 ○広告板・バナー広告の設置による良好な景観の創出 ○自動車案内誘導サイン、防犯カメラ、屋外ベンチの設置 等
札幌大通まちづくり会社	H25	北海道開発局	○オープンカフェ(食事施設)によるにぎわい創出事業 ○広告事業 等
高崎まちなかオープンカフェ 推進協議会 高崎まちなかコミュニティ サイクル推進協議会	H25	群馬県、高崎市	○常設オープンカフェ(食事施設)の設置によるにぎわいの創出 ○コミュニティサイクルによる回遊性の向上
岡山市	H25	中国地方整備局	○コミュニティサイクルによる移動の利便性の向上
新鳥取駅前地区 商店街振興組合	H26	鳥取市	○休憩施設の設置・運営によるにぎわいやまちの魅力の創出

都市計画の提案制度(平成14年～)

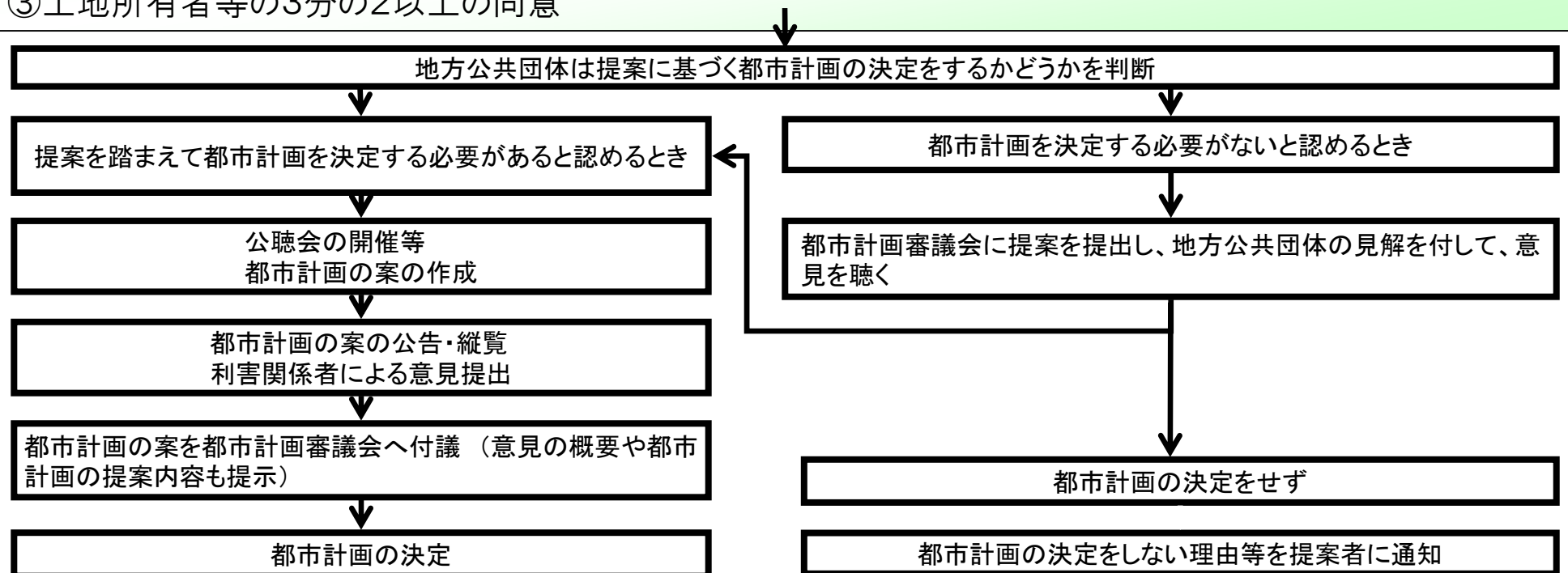
近年、まちづくりへの関心が高まる中で、その手段としての都市計画に対する関心が高まっており、まちづくり協議会等の地域住民が主体となったまちづくりに関する取組が多く行われるようになってきている。

このような動きを踏まえて、地域のまちづくりに対する取組を今後の都市計画行政に積極的に取り込んでいくため、地域住民等の都市計画に対する能動的な参加を促進することとし、土地の所有者又はまちづくり団体等からの都市計画の提案に係る手続を平成14年に創設した(活用実績:231件(平成24.3.31現在))。

○提案者：土地所有者等のほか、まちづくりNPO、まちづくり協議会や地域の实情に応じて条例で定める団体（町内会等）

○提案要件

- ①0.5ha以上(条例により0.1haまで引き下げ可)の一体的な区域
- ②都市計画に関する法令上の基準に適合
- ③土地所有者等の3分の2以上の同意



○都市機能が集積した地域における大規模な震災の発生が社会経済に与える影響に鑑み、都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続を図るため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策への支援を実施。

都市再生緊急整備地域内＋主要駅周辺

都市再生緊急整備協議会又は帰宅困難者対策協議会

【構成員】

- ・国、都道府県、市町村
- ・大規模ビル等所有者
- ・鉄道事業者 等



都市再生安全確保計画
又はエリア防災計画を作成

- ・防災施設等の整備（備蓄倉庫、情報伝達施設、非常用発電設備等）
- ・災害予防対策（避難訓練等）
- ・災害発生時の避難・救助 等

○協議会開催支援

○計画作成支援

・専門家の派遣 等

○コーディネート活動支援

・勉強会、意識啓発活動

・官民協定の締結

予算支援
補助率1/2

計画に基づく
ソフト・ハード両面の対策

予算支援
補助率1/2

ソフト対策

避難訓練、情報伝達ルール
備蓄ルール確立 等



予算支援
補助率1/3

ハード対策

備蓄倉庫、情報伝達施設
非常用発電設備の整備 等



計画作成及び計画に基づく
ソフト・ハード対策等への支援

国

※都市再生緊急整備地域：都市再生特別措置法に基づき、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として指定された地域（平成25年7月時点で62地域）。

※主要駅：1日あたりの乗降客数が30万人以上の駅。

平成26年4月1日時点(国土交通省都市局調べ)

策定済

大阪駅周辺地域 (平成25年4月19日)
京都駅周辺地域 (平成25年12月19日)
名古屋駅周辺地域 (平成26年2月13日)
川崎駅周辺地域 (平成26年3月17日)
横浜都心・臨海地域 (平成26年3月24日)
札幌駅都心地域 (平成26年3月25日)
新宿駅周辺地域 (平成26年3月27日)

作成中

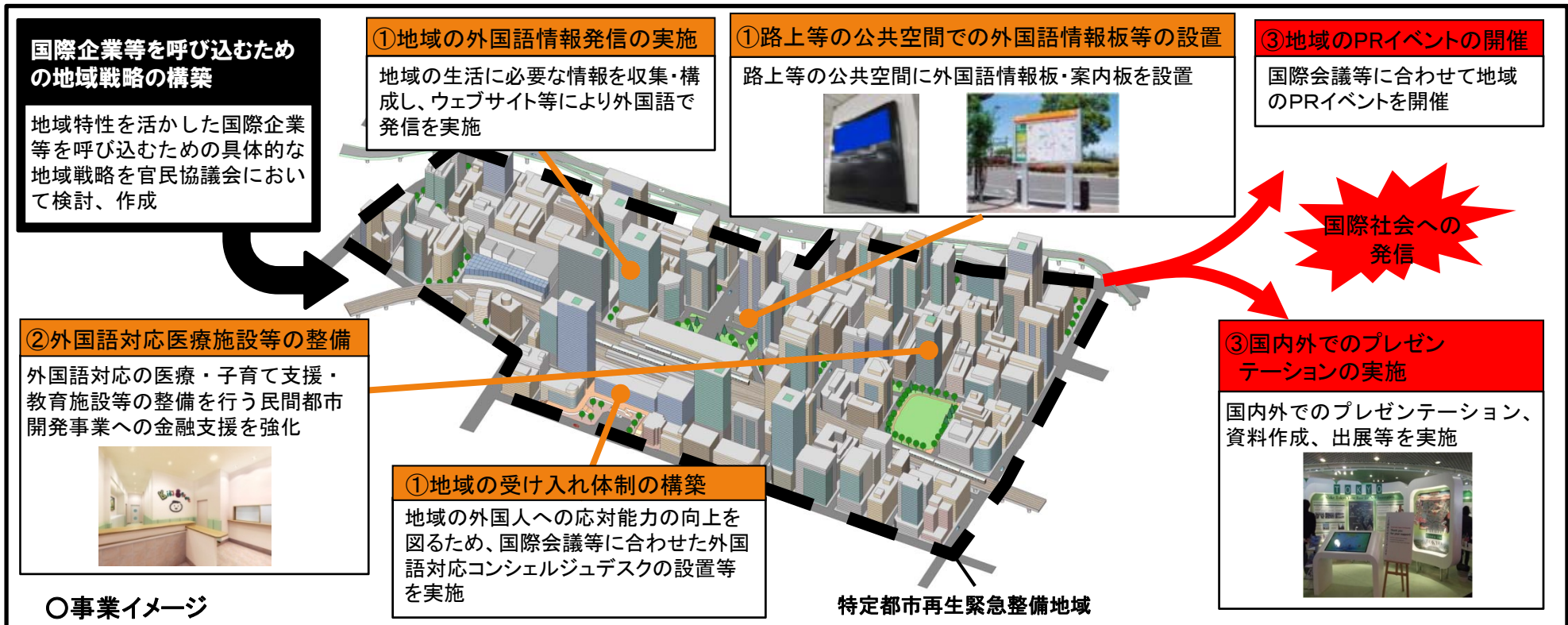
大丸有(大手町、丸の内、有楽町)地区
浜松町駅周辺地区
大阪コスモスクエア駅周辺地域
大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域
辻堂駅周辺地域
本厚木駅周辺地域
福岡都心地域

※上記の他、都市再生緊急整備地域以外の主要駅周辺地域における都市再生安全確保計画に準じたエリア防災計画の策定状況は以下のとおり。

【策定済】 立川駅周辺地域(平成25年8月6日)、北千住駅周辺地域(平成25年12月18日)、藤沢駅周辺地域(平成26年1月21日)
吉祥寺駅周辺地域(平成26年3月24日)

【作成中】 池袋駅周辺地域、大井町駅周辺地域、中野駅周辺地域、綾瀬駅周辺地域

○我が国都市の国際的な求心力を高めるため、外国語に対応する生活支援施設(医療・教育施設)等の情報発信機能の充実などを図るとともに、官民共同での我が国都市へのオフィス立地・居住のメリット等に関するシティセールスを行う。

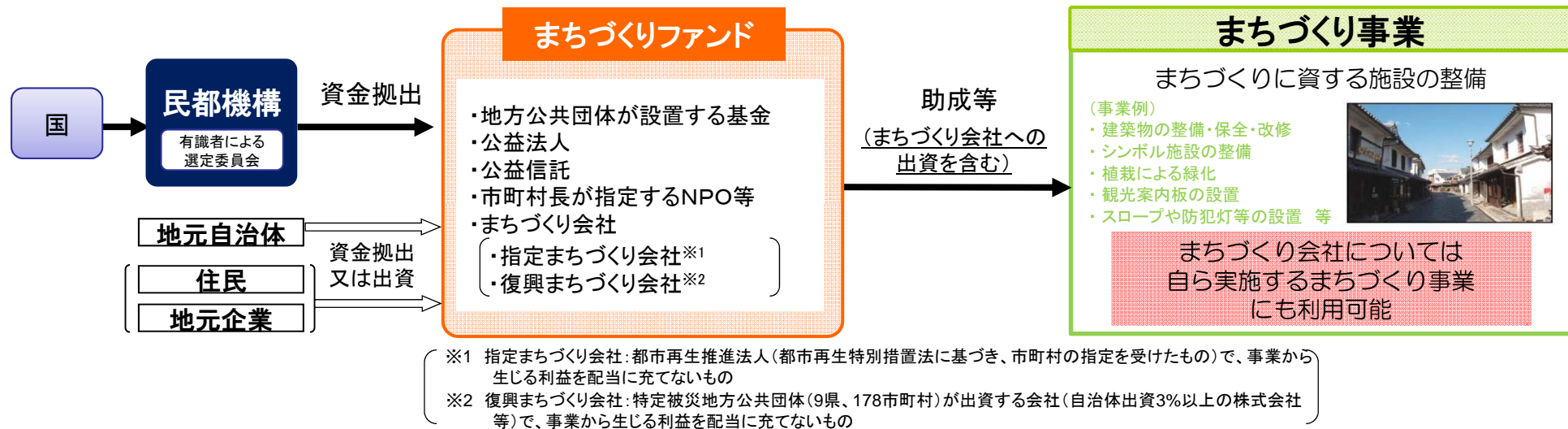


国際的ビジネス環境等改善	
①財政支援	②金融支援
地域の外国語情報の発信やWi-Fi環境の充実等の国際的ビジネス環境等改善に資する取組に対して総合的に支援	外国語対応医療施設等、国際的な求心力を高める都市機能の整備を新たに金融支援の対象に追加

シティセールス
③財政支援
我が国の都市の魅力アピールし国際企業等呼び込むためのシティセールスに係る取組に対して総合的に支援

住民参加型まちづくりファンド支援の概要(平成17年～)

地域の資金を地縁により調達し、景観形成・観光振興等のまちづくりへ誘導するため、住民参加型まちづくりファンドに対して、資金拠出による支援を行う制度。



制度利用のための主な要件

<対象区域>

- ・全国

<支援限度額>

- ・次の①～③のうち、最も少ない額
 - ①2,000万円(必要と認められる場合には5,000万円)
 - ②地方公共団体の拠出金額
 - ③総資産額(民都機構による支援後)の1/3

<その他の支援要件>

- ・地方公共団体からまちづくりファンドに対して資金拠出・出資が行われていること。
- ・住民・地元企業から資金拠出・出資が既に行われ、又は行われることが確実に見込まれること。

具体例

まちづくりファンド：上越市歴史的建造物等整備支援基金（上越市）



○まちづくりファンドが助成した事業の一例

高田世界館第1期改修整備事業(平成21年度)

住民有志が設立したNPO法人が老朽化した歴史的建築物を譲り受け、自治体・住民の資金支援により内装等を改修。映画上映や各種イベント等を実施し、市民の交流の場として再生・活用(国登録有形文化財にも登録)。

実績

2005年度～2013年度
 支援件数 110件 支援総額 33億円

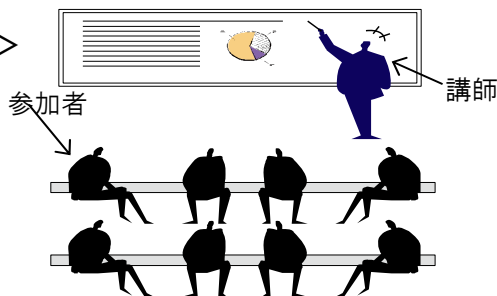
◆普及啓発事業（平成26年～）

○都市の課題解決をテーマとする、様々なステークホルダーを巻き込んだワークショップ等を通じて実際の事業の実践を促し、自立性・継続性のある活動の創出と実践する人材の育成を支援する。

低未利用地の有効活用を通じた人材育成の例

講義

＜オリエンテーション&座学＞
まちづくりに関する
基礎的な知識を
ABCチーム合同で習得



現地スタディ

Aチーム現地

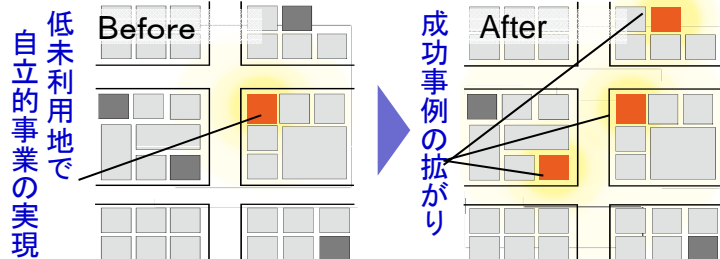
＜現地スタディ/ワークショップ＞
地元関係者を巻き込んだWS形式による現地スタディを集中的に行い、事業実現に向けた実践的なノウハウを習得
実現可能な事業計画を創出し、事業化に結びつける



Aチーム現地での自立的事業の実現・展開

＜事業化の実現/実践＞

- ・実際に自らの地域で具体的な事業を実践
- ・1つの成功事例を生み出し、面的に拡大

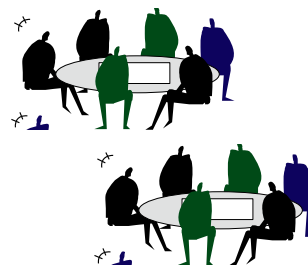


BCチームの現地での自立的事業の実現・展開

＜自地域で事業化の実現/実践＞

- ◆事業計画の作成 ▶ ◆自立的事業の実践

低未利用地での自立的事業の実現



◆社会実験・実証事業等（平成24年～）

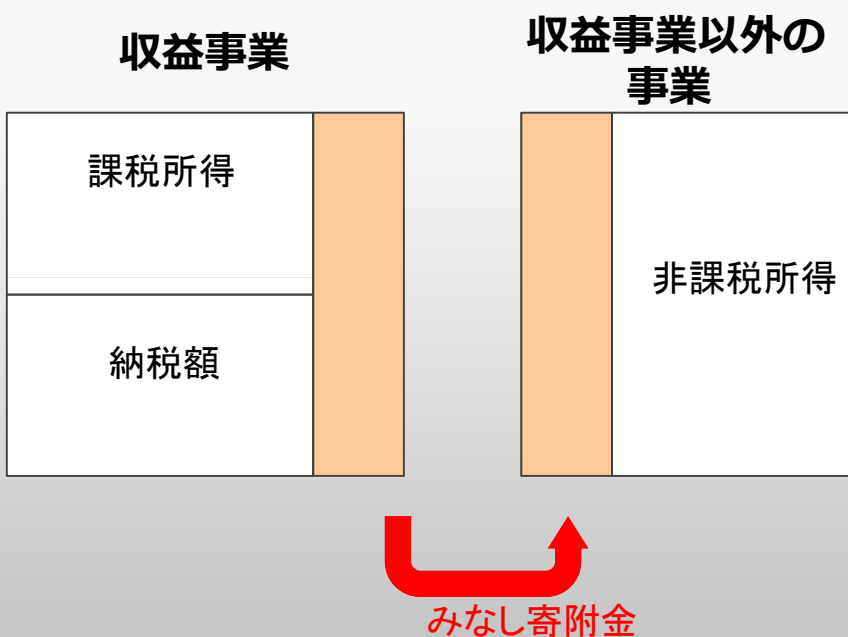
○都市利便増進協定又は歩行者経路協定に基づく施設の整備・活用や、まちの賑わい・交流の場の創出や都市施設の活用等に資する社会実験等を支援する。

認定NPO法人がその収益事業に属する資産のうちから、その収益事業以外の事業で特定非営利活動※¹に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内※²で損金算入が認められる制度。

(※1) 特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる活動に該当する活動（次頁参照）であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの。

(※2) 所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額まで（法人税法第37条第5項、法人法令施行令第73条第1項）。

みなし寄附金制度の概要



認定NPO法人制度

- NPO法人のうち、一定の基準※³を満たすものとして、所管庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けたもの。
- 認定の有効期間は、認定の日から5年間。

(※3) 認定NPO法人になるための基準

- パブリック・サポート・テストに適合すること
以下のいずれかに適合するもの
 - ・ 総収入に占める寄附金収入の割合が1/5以上
 - ・ 3,000円以上の寄附金を100人以上から受ける
 - ・ 条例で個別指定を受ける
- 事業活動における共益的な活動の占める割合が50%未満
- 設立の日からの期間が1年超を経過 等

認定NPO法人のみなし寄附金制度

特定非営利活動（特定非営利活動促進法第2条別表）

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

健康の保持、生活(公衆)衛生の改善、障害者等の保健や福祉の向上などに資する活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

法律で定められた「学校」で行われる「学校教育」に対し、社会一般において様々な人々を対象として行われている広い意味での教育を推進する活動

(3) まちづくりの推進を図る活動

地域における住民相互の連絡や連携その他の活動によって、都市機能の増進あるいは過疎地域の活性化のための調査や企画、様々な施策の推進等を行う活動

(4) 観光の振興を図る活動

各地域の独自の資源を活用して観光を振興する活動

(5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

農山漁村又は中山間地域を振興する活動

(6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

学術、文化、芸術又はスポーツを盛んにするための活動

(7) 環境の保全を図る活動

地球温暖化やオゾン層破壊など地球環境に関する活動や、河川や湖沼の汚染の解消等比較的範囲の狭い環境問題など、環境保全活動全般の活動

(8) 災害救援活動

災害時の救援活動（被災者救援に必要な災害における継続的活動を含む。）

(9) 地域安全活動

地域における住民相互の連絡や連携その他の活動によって、地域の防犯活動や犯罪被害者の支援又は救助、あるいは、火災の予防や風水害等の際の安全確保を図るための活動

(10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

人権尊重の理念を広め、人権侵害に対する監視と救済を図るための活動、あるいは、国際、国内にかかわらず「平和」の達成や維持に向けて取り組む活動

(11) 国際協力の活動

海外との情報交換、国際的な催しの主催、海外への人員の派遣や海外からの人員の受入れなど、国際的な活動の全般

(12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

男女共同参画社会基本法に定める男女共同参画社会の形成に向け、男女の人権に関する啓発活動や社会的慣行の変化に向けた取り組みなど、市民の立場から取り組む様々な活動

(13) 子どもの健全育成を図る活動

児童や少年の保健や福祉、教育、保護、矯正や更生等に必要の援助などを行うことにより、心身ともに健やかな子どもたちを育てるための活動

(14) 情報化社会の発展を図る活動

インターネットなどの情報通信技術の活用を促進を図る事業など、情報化社会の発展を促す活動

(15) 科学技術の振興を図る活動

大学の関係者が各自の研究の基にある科学技術の普及を図る事業など、科学技術の振興を図る活動

(16) 経済活動の活性化を図る活動

ベンチャー教育等、起業活動の環境整備を図る事業や、商店街の活性化を通じて地域全体の経済活性化の促進を図る事業など、経済活動の活性化を図るための活動

(17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

路上生活者や障害者の職業訓練・就労支援を図る事業など、職業能力の開発や雇用機会の拡充を支援する活動

(18) 消費者の保護を図る活動

消費者に対して商品に関する情報提供や商品知識の普及を図る事業など、消費者の保護を図るための活動

(19) (1)～(18)の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

公益の増進に寄与するための特定非営利活動の健全な発展を図るために、NPO法人同士の横のつながりを図ったり、新しいNPO法人を育てていくための支援などの活動

(20) (1)～(19)の活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(1)～(19)の活動に準ずる活動について、所轄庁が条例で定める活動